平成２１年（フ）第１５１８号
仙台市太白区東大野田６番29号　エメロードＢ―201
債務者　高橋　繁之
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４０５号
秋田市浜田字町ノ下５番地10
債務者　大森　由之
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４０６号
秋田市浜田字町ノ下５番地10
債務者　大森　香織
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４７号
福島県二本松市表１丁目552番地12　コスモス・スクエアーⅠ101号
債務者　三村　綾香
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３５０号
福島市上野寺字佐々江６番地の３
債務者　佐藤　　厚
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１５９号
茨城県高萩市大字高萩797番地の９
債務者　磯野　安子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２３０号
茨城県下妻市高道祖3855番地
債務者　神郡　秀樹
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１２１号
群馬県桐生市本町４丁目83番地
債務者　長尾　健司
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１２２号
群馬県桐生市本町４丁目83番地
債務者　長尾　順子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１０８１号
千葉県市原市五井東１丁目４番地７　サンハイツ201
債務者　伊藤　方子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０８３号
千葉県八千代市萱田1149―５　ハイクラウン303、住民票上の住所千葉県市原市椎の木台２丁目13番地13
債務者　中島　裕子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１０５号
千葉県八千代市大和田新田513番地４　ライトフィールド102
債務者　廣瀬香代子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１２１号
千葉県市原市菊間2082番地県営住宅31棟304号
債務者　萩野　正信
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１２６号
千葉市中央区大巌寺町126番地
債務者　伊藤　正子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１３２号
千葉県八千代市上高野1090番地　高梨荘１号
債務者　藤森美弥子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１４１号
千葉県市川市大町178番地７
債務者　小柳理紗子（旧姓浜名）
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１５０号
千葉県習志野市谷津５丁目40番37号伊藤荘104号
債務者　紫尾　茂正
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１６３号
千葉市若葉区貝塚町556番地１　貝塚団地２棟404号
債務者　鬼柳有梨恵（旧姓半谷）
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係